

東海村（仮称）村松地区周辺地域活性化計画策定検討委員会設置要綱

〔平成28年7月1日〕
〔告示第100号〕

（設置）

第1条 （仮称）村松地区周辺地域活性化計画（以下「活性化計画」という。）の策定を検討するに当たり、広く関係者から意見を聴取するため、東海村（仮称）村松地区周辺地域活性化計画策定策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- （1） 活性化計画の策定に関すること。
- （2） その他村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- （1） 宿区自治会及び真崎区自治会の推薦する者
- （2） 一般公募による住民
- （3） 大神宮
- （4） 村松山虚空蔵堂
- （5） 東海村観光協会
- （6） 東海村商工会
- （7） 東海村旅館組合
- （8） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- （9） その他村長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から活性化計画が策定された日までとする。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画経営課及び都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、活性化計画が策定された日をもって、その効力を失う。